児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令について

こども家庭庁支援局家庭福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

本件は、児童扶養手当等、関係法律の規定により物価指数の変動に応じた手当等の額の自動改定を行うべきものについて、予算の定めるところにより所要の額の改定を行うものであり、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第３号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行わなかった。

【参照条文】

行政手続法（平成五年法律第八十八号）抄

（意見公募手続）

第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一・二　（略）

三　予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四～八　（略）